

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月12日(2022.9.12)

【公開番号】特開2021-115052(P2021-115052A)

【公開日】令和3年8月10日(2021.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2021-036

【出願番号】特願2020-8200(P2020-8200)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月1日(2022.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者による押下げ操作の対象とされる押下操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段の判定結果に基づいて図柄変動を実行可能な図柄実行手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記押下操作部を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

遊技者による押下げ操作がなされたときの操作受付が許容される操作許容状態を発生可能であり、該操作許容状態で前記押下操作部に対する押下げ操作によって操作受付がなされると受付後変化を生じさせうる操作実行手段と

30

を備え、

前記操作許容状態として、所定の操作許容状態及び特定の操作許容状態が少なくとも用意されており、

前記所定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が1つだけあり、該押下操作部に対する操作受付が複数回許容される状態が継続されているなかでは、前記摸画像表示が、その表示状態を終了することはないようになっており、

前記特定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が複数あり、該押下操作部に対する操作受付が複数回許容されているなかで、前記摸画像表示が表示される摸画像表示区間と、前記摸画像表示が表示されない秘匿区間とが含まれており、前記秘匿区間は、前記摸画像表示区間が開始されてから予め定められた時間が経過したときに現れうるようになっており、

前記所定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が1つしか用意されないが、該押下操作部を、押下げ操作した状態に維持し続けると、前記操作受付が複数回なされるのに対し、前記特定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が複数用意されるにもかかわらず、該押下操作部のいずれを押下げ操作した状態に維持し続けたとしても前記操作受付が複数回なされることはないようになっており、

40

さらに、

50

前記特定の操作許容状態は、特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する場合と、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生する場合との両方があり、

前記特定の操作許容状態は、当該特定の操作許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第1変動パターンで実行されていた場合は、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかでは発生せず、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

10

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

このような従来の遊技機では、遊技興趣の低下を抑制することが求められる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

20

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

手段1：遊技者による押下げ操作の対象とされる押下操作部と、

判定を行う判定手段と、

前記判定手段の判定結果に基づいて図柄変動を実行可能な図柄実行手段と、

前記判定手段による判定にて所定の結果が得られたことに基づいて遊技者に特典を付与する特典付与手段と、

前記押下操作部を摸した摸画像表示を行う摸画像表示手段と、

遊技者による押下げ操作がなされたときの操作受付が許容される操作許容状態を発生可能であり、該操作許容状態で前記押下操作部に対する押下げ操作によって操作受付がなされると受付後変化を生じさせうる操作実行手段と

30

を備え、

前記操作許容状態として、所定の操作許容状態及び特定の操作許容状態が少なくとも用意されており、

前記所定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が1つだけあり、該押下操作部に対する操作受付が複数回許容される状態が継続されているなかでは、前記摸画像表示が、その表示状態を終了することはないようになっており、

前記特定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が複数あり、該押下操作部に対する操作受付が複数回許容されているなかで、前記摸画像表示が表示される摸画像表示区間と、前記摸画像表示が表示されない秘匿区間とが含まれており、前記秘匿区間は、前記摸画像表示区間が開始されてから予め定められた時間が経過したときに現れうるようになっており、

前記所定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が1つしか用意されないが、該押下操作部を、押下げ操作した状態に維持し続けると、前記操作受付が複数回なされるのに対し、前記特定の操作許容状態では、前記摸画像表示の対象とされ且つ複数回の操作受付が許容可能とされる押下操作部が複数用意されるにもかかわらず、該押下操作部のいずれを押下げ操作した状態に維持し続けたとしても前記操作受付が複数回なされることはないようになっており、

さらに、

前記特定の操作許容状態は、特定種別の演出音が可聴出力されているなかで発生する場

50

合と、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生する場合との両方があり、

前記特定の操作許容状態は、当該特定の操作許容状態が発生する時点で終了している前回の図柄変動が第1変動パターンで実行されていた場合は、前記特定種別の演出音が可聴出力されているなかでは発生せず、前記特定種別の演出音が非可聴の状態にされているなかで発生する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

10

【補正方法】削除

【補正の内容】

20

30

40

50